

側から援助関係の構築に向けて、約束事項、施設の方針などを提示し、協議する。

a. 保護者及び家族のアセスメント

保護者・家族の課題や人間関係について、次の諸点を把握する。

- ・保護者とコミュニケーションが成立するか
- ・保護者の子どもへの感情（愛情）はどうか
- ・家族間の人間関係はどのようなものか
- ・子どもの保護者への感情はどのようなものか
（ただし、乳児、幼児・小学校低学年、小学校高学年、中・高校生では、異なる場合を想定する必要がある。言語化することが十分にできない年齢の場合、十分な見立てが必要である。少しずつ言語化できる年齢であっても、表面上保護者の意向に合わせたり、巻き込まれたり、あるいは過度な期待感を持っている場合もあるので、十分な配慮が必要となる。）

b. 通信の方法の確認

現時点での子どもの状態・状況に関する保護者への説明も必要である。手紙の可否、電話の可否、施設担当者と一緒に外出の可否、保護者単独による外出の可否、施設行事への参加の可否、学校行事への参加の可否などを協議する。場合によっては、ビデオを使用して子どもの様子を伝えることなども考慮する。

情報の出し方（どのような情報をどのように出すか）には十分注意が必要である。また、保護者に対する言葉の使い方にも細心の注意が必要である。

②初回面接の実施

入所時に保護者が来所しない場合、児童相談所にその理由を確認するとともに、早い時期に面接が実現するように努める。その目的、内容等は①に同じ。

③児童相談所など関係機関との協議・確認

現時点での役割分担の明確化を行う。児童相談所の評価を聞く。

④子どもの状態と意向の確認

①と同様に、子どもの言語能力、意思能力を考慮し、子どもの様子をよく観察したうえで、

総合的に判断することが必要である。

⑤援助計画の策定

援助計画の策定にあたって、可能な場合には、保護者の意向について十分な聞き取りをする。このことが保護者の援助を受ける動機づけを高めることになると考えられる。

援助計画は、具体的には児童自立支援計画の策定となる。すなわち、養育の短期的目標、中長期的課題を記載するとともに、保護者との関わりの当面の方針、中長期的方向性についても、児童相談所との協議のうえ記載する。また、初期の評価の見直しの時期、見直すべきポイントを明示しておくことが重要である。

⑥保護者と子どもとの初回面会のもち方についての協議

初回面会は、いつ、どこで、だれが立ち会うかをあらかじめ決めておく。面会について具体的な見通しが立てられない場合は、どのような条件が満たされれば面会ができるのか、保護者に説明しておく必要がある。

3. 入所中

1) ねらい

①初期の評価（アセスメント）や援助方針（援助計画）の定期的な見直し

②保護者・家族への援助

養育技術の向上、虐待行為についての自覚と反省、家族の人間関係・生活上の問題・ストレスの低減などの問題解決等を支援する

③子どものケア

④子どもと保護者との関係についての見極め

援助計画の検討：家庭復帰か自立か、里親委託の可能性などの検討

⑤可能な場合には、保護者と子どもとの愛着関係の形成への援助

2) 検討課題

①保護者への説明

入所時に策定された援助計画・援助プログラ

ムは、いつまでも一定のパターンが繰り返されたままだと、引き取り要求をもつ保護者は不満や不安を抱く。親子の交流がどこまで進んでいるのかについて客観的な評価を適切な時期に伝え、子どもの問題、保護者の問題、その他解決しなければならないことがあれば明らかにすること、解決できれば次の段階(外出等)に移行できることなど、保護者自身が見通しを持てるようにしていくことが必要である。見通しを持っていないことが施設とのトラブルの要因になっていることは現実には多いと思われる。したがって、面会や外出、外泊の見通しなどについて、あらかじめ児童相談所と相談のうえ、保護者に提示することが必要である。それによって、保護者との協働が可能となる場合もある。

②保護者への援助

a. 親としての育ちを援助する

保護者が子どもとの関係で自信をもてるように、親としての育ちを援助することは、施設の重要な役割の一つである。そのためには、例えば、面会場面に同席して親と子どもとのかわりをつないでいく役割が考えられる。自信のない保護者であれば、子どもを手放したこと、虐待したことへの罪悪感もあるため、ともすれば逃げたいという気持ちを持つことがあるが、そういった保護者の気持ちを十分に聞いていくというプロセスも重要である。そのようなプロセスが、反省の乏しい保護者においても、虐待の自覚や子どもへの謝罪の気持ちをもつことに、また関係改善への意欲を育てることにつながる場合がある。

また、例えば乳児院では、ミルクを与えるとか、入浴のお手伝いをするとか、乳幼児健診を保育者と一緒に受けに行く、といったように、親であることを実感させる実際の作業をとりいれていくことも、親としての育ちを援助するうえで有効である。そういった作業に積極的に参加できるのか、施設に対してどの程度協力的か、あるいは、親が子どもをどう扱っているのかを見ることによっても、親の意欲や能力を測

ることができる。また、保護者を支えてくれる周囲のサポート資源があるかどうか、といったことも把握しておく必要がある。

b. 子どもとの関わり方の向上

親子交流プログラムは、関係修復のプログラムであり、その過程は保護者の養育力獲得のプロセスでもある。ここで求められる養育力とは、養育技術はもちろん、子どもの欲求や要求に的確に応答する力である。具体的な養育技術については、乳幼児であれば、面会の時などに授乳や入浴といった日常の世話、泣きやぐずりへの対応などを職員とともに行う機会を設け、子どもと過ごしながら習得できるように援助する。また、子どもが親を求める姿を感じ取り、適切に応えたときに子どもが満ち足りた表情を見せると保護者も充実感を得るものであるが、保護者の応答性を高めるためには、このようにして親子で満足を共有する体験を積み重ねていくことも大切であろう。例えば乳児院では、保護者が授乳を終えた後に「お子さんがミルクを飲んで満足そうに眠るとあなたの心も満足しているのを感じませんか」等と保育者が保護者に話しかけている場面がある。このように、子どもの表情や行動を解釈して伝えたり、保護者の感情を言語化したりすることが、親自身の気づきを促すことにもつながる。

さらに、このような親子の交流場面における援助だけでなく、保護者に対する体系的な援助プログラムの実践も必要であろう(次節「ペアレント・トレーニングの実践報告」参照)。

c. 保護者の自己制御能力を育てる

保護者自身が、怒りや嫌悪などの感情や、衝動的・攻撃的な行動を自らコントロールする力を身につけるよう援助することも重要である。このような援助は、児童相談所でのカウンセリングなどが中心となることが多いが、施設における保護者援助プログラムの実践も始められており、その有効性が示されている(次節「ペアレント・トレーニングの実践報告」参照)。

③子どもの発達を評価し、保護者と共有する

子ども時代の成長は、人の一生の中でも特に大きな変化であり、そこには成長を見守る大人たちの喜びが凝縮して存在する。また一方で、この時期には病気をすることもあるし、発達上の問題も顕著になってくる。子どもの成長やその時々の子どもの姿を説明すると、親は喜びや心配等感情の揺れを見せるが、こうした感情の揺れこそが親感情を育てていくともいえる。喜びを共有しながら、また心配や不安を支えて、ありのままのわが子を保護者が受け入れられるよう援助していくようにしたい。親と子をつなぐ役割を果たすことが重要である。

④子どもの意向の確認

保護者との交流プログラムは、子どもの希望、意向を把握したうえで実践される必要がある。子どもの年齢や言語能力によっては自らの希望や意向を言語化できないこともあり、また内面とは異なる行動をとるような場合もあるため、子どもが保護者に対してどのような態度・行動を見せるのかをよく観察して判断することが必要である。

⑤面会、外出、外泊等における約束の履行

面会でのルール、外出や外泊から帰る日時など、施設との約束を保護者が履行できるかどうかは、援助プログラムを次の段階に進める際の判断において重要である。

施設としては、外出時や外泊中（後）にトラブルが起こった際のための「対応マニュアル」（想定される失敗と、その後のフォローアップ等）があるとよい。

⑥強制引き取り要求への対応

あらかじめ児童相談所と協議し、子どもの保護の方法等について確認をしておく。強制引き取り要求を想定して、施設としての対応を検討しておく。

⑦関係機関との連携

a. 児童相談所との連携

保護者や家庭の状況とその変化を把握するため、主に児童相談所において、定期的に保護者への面接を実施する。施設においても、現時点での交流の評価や子どもの状況について保護者に説明する機会を作り、保護者自身が目標を持てるよう支援していくことが望まれる。児童相談所と施設は、それぞれの情報を提供しあい、理解の共有を図って、ともに援助を進めていくことが必要である。

b. ネットワーク会議

虐待ケースへの対応において、児童相談所と施設だけの力では解決できない問題が多いことは周知の通りである。関係機関がそれぞれの立場からみた家族像を共有し、情報を総合的、客観的に整理・判断していくことが求められる。児童相談所をはじめ、主任児童委員、民生・児童委員、保育所、保健師、医師、地域の行政、育児支援センターなど、これまで関わってきた機関や今後関わりが期待される機関が集まり、ネットワーク会議を開催する。会議のマネジメントは主に児童相談所の役割であるが、現在の保護者と子どもの情報を一番持っているのは施設である場合も多く、児童相談所との情報交換を通して、ネットワーク会議開催の時期や頻度、参加メンバー等を決定していくことになる。個々の事例によって異なるが、主な検討内容は、入所前とその後の変化の確認、新たに出てきた問題とその分析および解決方法、関係機関の役割の明確化、地域でサポートする準備と体制作り、等である。

3) 具体的取り組み

①初期の評価、方針の見直し

援助計画に基づき、児童の養育と保護者への援助が開始されると、子どもは予想以上に傷ついていることが発見される場合もあるし、また一方でこの保護者はこの部分ではしっかり子どもを見ていたのではないかと感じることもある。保護者と施設との関係は、一般的には児童相談所の介入のしかたや保護者への関わり方が反映されるが、子どもの入所からしばらく

たつと、児童相談所とは違う姿を施設に見せることもある。したがって、施設は児童相談所と十分に連絡を取り合い、策定された援助計画のもととなった情報や評価を更新していくことによって、援助内容や援助方法の再検討を行うこと、必要に応じて援助計画の見直しや変更を行うことが重要である。

②保護者・家族への援助

保護者と連絡をとり、施設での生活や子どもの発達について適切な情報を提供する。保護者自身の問題解決を援助することも重要である。面会、外出、外泊、家庭訪問に際しては、保護者と子どもをつなぐ役割を果たすよう心がけ、親としての育ちを援助する。

【 通信・連絡 】

いつ、だれに、何を、どのような方法で連絡するのがよいか、検討する。

【 面会 】

- ・いつ、どのような仕方での面会が可能か判断する。
- ・児童相談所と面会についての意見交換を行い、面会の許可を得る。
- ・面会時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・保護者に面会依頼する。
- ・面会についての約束事を保護者に伝える。
- ・面会について子どもに説明する。

a. 面会が可能となる条件

- ・子どもが恐れや不安を抱くことなく保護者に面会できること
- ・保護者が施設との約束を守れること

b. 面会の方法：いつ、どこで、誰と、どのように

○面会場所（面会室／保育室）

面会場所は、施設の状況や基本方針によって異なるが、保護者の状況や子どもの状況など、そのケースのもつ諸条件を考慮して選択することが必要である。例えば、子どもの年齢がある程度大きくなると、他児に保護者の顔を見られたり、親子の会話を他児に聞かれたりするこ

とを嫌がる子どもが出てきたり、あるいは保護者が面会に来た子どもを後で他児がいじめる、といったこともあるため、保育室での面会には十分な配慮が必要である。他方、特に乳児院など低年齢の子どもの場合には、保育室で面会することによって、他の子どもの様子や保育者と子どもとの関わりを直接見ることができ、保護者に多くの気づきを期待できる。また、具体的な養育技術についても、面会時に子どもと過ごしながら習得できるように援助することが可能であるなど、保育室での面会の利点も多い。面会室と保育室の長所と短所をふまえ、ケースの特性に合わせた選択が重要である。

子どもの居所を保護者に伝えていない場合には、児童相談所などで面会することもある。

○面会時間

子どもへの影響を考え、面会の時間帯や長さについても配慮する。

c. 面会中

保護者の気持ちに配慮しながら、子どもの情報を伝える。

d. 面会の評価

- ・定期的に面会があるか
- ・誰が来るか
- ・約束を守れるか
- ・保護者の言葉や振るまいの自然さはどうか
- ・施設職員と信頼関係が築けるか
- ・保護者の子どもとのかかわり
 - 子どもへの愛着はどのようなものか
 - 身体接触の量や仕方の自然さ（パターン化／暴力的であるか否か等）
 - 子どもへの視線はどのようなものか
 - 身体的暴力や衝動的な行動がないか
 - ことばによる暴力がないか、心からかわいいと思っている言葉が発せられるか
 - 子どもに対する応答性がどの程度あるか
 - 別れるときの表情はどのようなものか
 - 次回の面会への期待感はあるか
- ・子どもの様子
 - 保護者への愛着はどのようなものか
 - 保育者がいれば関われるか

拒否的態度や不安を示さないか

(人見知り等の発達時期を考慮して)

保護者の姿を見て笑顔が出るか

保護者に甘えられるか

わがままを言えるか

保護者の姿に駆け寄るか

保護者といると安心の表情を表すか

別れるときはどんな表情か

別れた後の様子(夜泣き・落ち着き・期待感)

e. 面会后

- ・ 次回の面会の設定が可能であれば、次への目標という意味でも設定する。
- ・ 面会で気になることを明確にする。
- ・ 面会時の観察記録を書く。
- ・ 面会時の様子について、児童相談所へ報告する。

f. 面会がない場合

保護者に対して電話や手紙などで面会を促す方法もあるが、保護者の生活状況や心のありようを考えずに連絡をとると危険な場合もある。こうした場合、個別で直接的な内容ではない「施設便り」等に子どもの状況を書き加えて、いわば子どもを預かる者の義務として定期的に郵送すると有効である。子どもの情報を継続して発信してゆくと、保護者の心を動かすチャンスをつかめることがある。また、電話や手紙で連絡をとる場合、施設の祝会やクリスマス会など行事への招待を兼ねて呼びかけると、保護者も施設へ足を向けるきっかけをつかみやすいと思われる。

子どもに対しては、面会がない理由等について嘘をつかないことが重要である。

【 外出 】

- ・ いつ、どのような仕方での外出が可能か判断する。
- ・ 児童相談所と面会についての意見交換を行い、外出の許可を得る。
- ・ 外出時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・ 保護者に外出依頼する(ただし、保護者に無

理をさせないこと)。

- ・ 外出についての約束事を保護者に伝える。
- ・ 外出について子どもに説明する。

a. 外出が可能となる条件

- ・ 安定した形で面会があること
- ・ 保育の場から親子が離れても子どもが安定していること
- ・ 外出中におこりうる子どもの問題に保護者が対応できる力が育っていること

b. 外出の方法

外出の可否についての決定は、虐待の程度などケースによってかなり慎重にすべきであり、もし外出する場合でも、保育士が付き添う、あるいは複数の保護者で外出する(母親が虐待者なら父親が付き添うなど)、周囲の協力も必要となる。

c. 外出中

子どもの安全が確認できるようにしておく。保護者と連絡がとれるようにしておく。

d. 外出の評価

- ・ どう過ごしたか、何があってどう解決したか、親子相互で楽しく過ごせたか、ということについての聞き取りと報告する際の保護者の表情
- ・ 子どもの表情
- ・ 施設に戻る時間など約束が守れたか
- ・ 次の外出への期待感の有無

【 外泊 】

- ・ いつ、どのような仕方での外泊が可能か判断する。
- ・ 児童相談所と外泊についての意見交換を行い、外泊の許可を得る。
- ・ 外泊時に予想される保護者および子どものストレスと、その解消法を検討する。
- ・ 保護者に外泊依頼する。
- ・ 外泊についての約束事を保護者に伝える。
- ・ 外泊について子どもに説明する。

a. 外泊が可能となる条件

- ・ 安定した形で面会・外出があること
- ・ 家庭が安全な場所であること

- ・愛着形成が深まっていること（子どもが特別なつながりであることをプラスイメージで意識できていること）
- ・虐待行為の反省や自覚を保護者がどんな言葉で語っているか、把握できていること
- ・保護者が問題のある程度解決できていること（経済面、精神面、養育の力など）
- ・外泊中に安全の確認ができる体制（セイフティーネット）が整っていること
- ・子どもの希望があること（乳幼児の場合、子どもの様子を観察して判断する）

b. 外泊の方法

- ・週末、休暇などを活用する。
- ・保護者が迎えに来る、または子どもが自分で帰る（この場合、家に着いたら施設に連絡するよう約束する）

c. 外泊中

- ・保護者からの報告（電話）、あるいは施設から電話による確認を行う。
- ・外泊が長い場合、途中の家庭訪問も検討する。
- ・家庭訪問は、ケースワーカー、保健師、施設職員など、保護者との関係ができている人が行う。家庭訪問をしないときは、祖父母などキーパーソンとなれる人が、親子を見守っていることが重要である。

d. 外泊の評価

外泊の評価は、引き取りの決定につながることを念頭において慎重になされるべきである。外泊時の様子を保護者に簡単に記録してもらうと保護者の気持ちを理解する手がかりになるが、負担にならない程度にする。

- ・外泊（一時帰宅）からもどってきたときの保護者の様子
- ・施設へ戻る日時など約束が守れたか
- ・子どもの様子
傷がない、不潔なようすでないこと
（きちんと世話をされていたようすがある）
保護者と別れるとき、後追いがあるか
その後に生活の乱れや荒れた行動などはないか
- ・保護者と子どもの双方が、その後によい体験

として語れるか（ただし、保護者と子どもには別々に聞く必要がある）

【 家庭訪問 】

家庭訪問は、保護者の生活の場、子どもが育ってきた場を知ることによって、援助に有効な情報を得ることができる。また、訪問することが「家庭の空気を入れかえに行く」という意味を持つこともある。虐待ケースでは孤立している家庭が多いが、保護者に「ほったらかしにされていない」という実感を持ってもらえることがあり、一見迷惑そうな顔をされたとしても、その効果は非常に大きい。施設の職員が家庭訪問できない場合は、学校の先生に訪問してもらうなど、地域の資源を活用することも考慮するとよい。

【 宿泊体験等 】

親子で宿泊できる部屋を持っている施設は多くないが、一緒に泊まるということも意義がある。外泊の練習としての意味もある。

また、親子で参加できるプログラム（キャンプなど）も有効である。

③子どものケア

外泊後だけでなく、面会后、外出後も含めて、ストレスや苦しさを表出する子どもがいる。日常生活ではなくセラピールーム等で表出することもあるので、心理担当職員ともよく連携をとって対応することが大切である。

また、子どもにPTSDの症候がないか、安全感・安心感をもてるようになっているか確認する。

④子どもと保護者との関係についての見極め

援助計画の検討：家庭復帰／自立／里親委託
保護者の意向、子どもの意向、面会・外出・外泊等における保護者と子どもそれぞれの様子、親子の相互作用の様子、親子交流プログラムの進行状況から、子どもと保護者との関係性について、どの程度修復あるいは形成されてき

たかを判断する。

さらに、保護者自身の状況、家族の状況、家族を支える資源の状況、保護者の意向と子どもの意向等を考慮して、最終的に家庭復帰を目指すのか、あるいは自立を目指すのか、里親委託の可能性など他の選択肢も用意しながら、援助の方向性を検討する。

⑤可能な場合には、保護者と子どもとの愛着関係の形成

親子交流プログラムが安全に進行し、親子の相互作用経験が蓄積されることによって、愛着関係が形成される。安定した愛着の形成には、保護者との相互作用において子どもが安心感を得られることが必要である。保護者との交流において、子どもが不安や恐れ、脅かされたと感じることのないように、子どもと保護者の双方に対して援助することが大切である。

4. 退所前

1) ねらい

①家庭引き取りの場合

家庭引き取りの準備を行う。子どもの家庭への適応、保護者や家族の子どもへの適応が重要である。

②子どもが自立する場合

実家との距離も考慮しながら、新しい住居を探す。実家との関わりを事前に協議しておく。

③里親委託の場合

①に準ずるが、委託の話が出るまで生活を共にしたことがないため、里親と子どもとの関係形成に難しさがあることに留意する。子どもの意向を十分に確認することが必要である。

2) 検討課題

①家庭引き取りの条件

- ・子どもが家庭復帰を希望しており、保護者も家庭引き取りを希望していること
- ・保護者が虐待を反省、自覚していること
- ・親子の間に愛着関係が形成されていること

(保護者と子どもとの愛着関係の形成状況については、年齢によって判断材料が異なることに留意する。)

- ・セーフティネットが構築されていること
(退所前にセーフティネットの準備が必要である。子どもが自分でSOSを発信できることも重要である。)
- ・安定した面会、外出、外泊があること
- ・生活・養育の準備ができていること
(「生活」の中では、経済的な安定ということも重要である)
- ・家族全体で子どもを迎える態勢にあるか
(子どもの居場所、家庭内での位置という意味から大切である。面会・外泊が良好でも、いざ引き取ると子どもにとって居づらくなることもある。また、経済的・心理的に子どもを必要としている場合がある。安易な家庭復帰は危険もあることに留意すること。)

②子どもが自立する場合

自立には、経済的、社会的、心理的な面がある。これらの面における自立が達成できるためには、入所中からのきめ細かい養育が必要である。また、困ったときにはいつでも相談にくるよう伝えること、あるいは相談できる人を見つけておくことが必要である。

また、保護者は社会資源としてどの程度の協力が得られるか、事前に確認しておく(保証人になる、学費や生活費を援助する、日常の食事・入浴などに実家が利用できるなど)。経済的な問題については、就労し、就労が継続するように、基本的習慣(あいさつをする、遅刻をしない、分からないことはたずねる)などのことを身につけるよう指導しておくことが大事である。ハローワーク(公共職業安定所)を教えることも有効である。

③里親委託の場合

①に準ずる。里親は「よい親」であろうとする気持ちをもつことが少なくない。しかし、熱意だけではうまくいかないのが、疑問点、困ること、心配なことなどを表明しやすいように配

慮することが必要である。

3) 具体的取り組み

子どもや家庭の意向の確認を十分に行う。

①家庭復帰の場合

a. 家庭復帰の見立ての協議

児童相談所との協議を行う

b. 外泊計画

退所の準備としての外泊計画を立てる

c. 退所に向けた家族の準備への援助

ペアレント・トレーニング（次節参照）

その他の生活技術、養育技術の獲得

可能ならば親子宿泊室の活用も検討する

d. 退所後のサポートネットワークの準備

ネットワーク会議の開催（だれが主催するかだれに声をかけるか、検討する）

役割分担について検討する

②子どもが自立する場合

a. 経済的自立について

就労し、就労が継続するように、基本的習慣（あいさつをする、遅刻をしない、わからないことはたずねる、など）を身につけるよう指導しておくことが大事である。消費者金融に手を出さないことを強調する。

ハローワーク（公共職業安定所）、福祉事務所、銀行や預金・貯金のしくみ、もらった給料などをすぐに使い切ってしまうよう計画的な支出をすることなどを教えておく。携帯電話などの支払いを遅滞しないなど、具体的に教えることが大事である。

b. 社会的自立について

社会的な自立については、近隣へのあいさつ、ゴミの出し方、回覧板を次の人へ伝えること、各種届け出の手続き、アパートなどの借り方と保証人、医療機関へのかかり方と保険証の大事さなどを教える必要がある。

c. 心理的自立について

一人で過ごせること、そのための楽しみ・趣味などを持つこと、異性との付き合い方と望まない妊娠を避けるための知識などを教える必要がある。

d. 見守りの姿勢を伝えること

何よりも大切なことは、困ったことがあったらいつでも相談に来てよいと伝えることである。また、「一人ではない」、「私たち職員もあなたがいなくて寂しい」など、孤立していないこと、見守る人がいることを伝える。例えば、週に2日は施設に夕食を食べに来たり、入浴に来たりしてもよいなど、一定のルールを決め、突然すべて一人でやる暮らしとならないよう配慮する。

③里親委託の場合

①に準ずる。里親に対しては、虐待を受けた子どもを養育する際におこりやすい困難や、かわりにおける留意点などについて理解してもらうことが必要である。また、退所後を見越して、里親が困った時にはサポートを得られるよう配慮することも大切である。

5. 退所時・退所後

1) ねらい

家庭復帰は、子どもにとっても保護者にとっても環境が大きく変化し、とまどいや不安を感じることも多く、適応に大きなエネルギーを要する。退所後の環境に子どもや家族が慣れるのに半年ほど要し、特に最初の3ヵ月は不安定な時期といえる。その意味で、この時期の親子への援助は非常に重要である。施設と児童相談所は、親とともに先の見通しを立てていくことが重要である。具体的には、以下の事柄についての援助や助言が必要である。

①子どもの保護者と家庭への適応、保護者の子どもへの適応についての援助と助言

②事故防止のための援助と助言（家庭内での事故防止、虐待の再発防止など）

③適応過程で生じる問題や行動（の変化）への理解を促し、対処法などを指導

④子どもの安全の確認と退所時の条件が履行されていることの確認

なお、自立するケースに対しては、前項「4. 退所前」の「子どもが自立する場合」を参照。孤立させないこと、困ったときはいつでも来てよいということを伝えることが重要である。

2) 検討課題

①適応過程で生じる問題の理解

a. 子どもの変化

不安・緊張 →	慣れ・甘え・わがまま →	依存・退行 →	安定
不安定な睡眠 摂食（食欲低下など）の問題 排泄（夜尿）や入浴の問題 笑わない、元気がない、暗い よく泣く 父親・不慣れな場所を怖がる 抱かれてばかり 必要以上に「良い子」 高い能力を示す など	甘える 愛情確認 顔を見ながらいたずらする できていたことをしなくなる 怒りやすい 激しい感情の変化 人を怒らせ挑発する言動 身体接触を嫌がる 視線を合わせない 執拗さ など	赤ちゃん返り（おむつ・哺乳瓶） 赤ちゃん言葉 できることもやって欲しが 母親の乳房を吸いたがる 指しゃぶり 身体接触を嫌がる 怒りやすい 激しい感情の変化 人を怒らせ挑発する言動 視線を合わせない など	

ただし、これらは個人差が大きいことに留意する必要がある。

月単位、年単位の時間がかかる変化であることの理解も重要である。

b. 親や家族の変化

不安・緊張 →	イライラ・とまどい →	イライラ・疲労感 →	安定
不安、とまどい、緊張 イライラ 睡眠など生活ペースの乱れ など	イライラ 被害的気分 無力感やとまどい 時間の制約 など	イライラ うんざりする気分 疲労感や先の見えなさ 時間の制約 など	

3) 具体的取り組み

①退所時点で対応：家庭への適応過程、事故防止の説明

退所時には保護者はしばしばうわの空で聞き流すので、退所までに繰り返し説明する必要がある。そのため、メモや決まった書式に説明事項を記入し、手渡すことが望ましい。

また、連絡先をあらためて確認する。

<説明すべき内容>

- ・上記の適応過程の説明、適応にかかる時間、個人差の問題
- ・施設での行動特性から予測される適応パターン
- ・子どもとの関わりの基本：しつけよりも、まずは子どもが安心できることが目標
- ・施設環境と家庭環境との違い

- ・危険物への対応（特に乳幼児において）
- ・SOSの発信の重要性といつでも相談に応じることの説明

②アフターケア

誰が担当するか（児童相談所か施設か）、あらかじめ役割分担を話し合う必要がある。

少なくとも退所後6ヵ月程度（3ヵ月までは特に重要）は必ずフォローを行う。家庭訪問事業の活用も有効である。

<フォローにおいて確認すべきこと>

a. 必ず子どもの姿を見て安全を確認する

（「虐待対応の手引き」など参照）

- ・子どもの表情
- ・目に見える外傷の確認
- ・やせていないか、不潔でないか など

b. 保護者から確認する

「はい」「いいえ」ではなく、文章で答えてもらうような聞き方をすることが重要である。

- ・全体的な子どもの様子
- ・子どもを引き取ってからの家庭（家族）の変化
- ・子どもとの生活の感想（楽しい、イライラする、疲れるなど）
- ・困っていることはないか

（睡眠、摂食、排泄、生活のリズム、時間の使い方など具体的に聞く）

c. 退所の条件の再確認、条件が履行されている

ことの確認

聞き落としのないように、手渡したメモや書類を実際に見ながら確認する。

<文献>

横浜市『家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル』2001. 3

愛知県『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』2003. 2

西澤哲. 2002. 虐待傾向を示す親への援助.

平成13年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（主任研究者：庄司順一）」 p. 22-33.

<ガイドライン検討メンバー>

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 庄司 順一 | （日本子ども家庭総合研究所） |
| 才村 純 | （日本子ども家庭総合研究所） |
| 澁谷 昌史 | （日本子ども家庭総合研究所） |
| 安治 陽子 | （日本子ども家庭総合研究所） |
| 伊藤 嘉余子 | （日本社会事業大学大学院／
日本子ども家庭総合研究所） |
| 尾木 まり | （子どもの領域研究所） |
| 加藤 曜子 | （流通科学大学 サービス産業学部） |
| 金井 剛 | （横浜市中心児童相談所） |
| 金沢 直樹 | （横浜市南部児童相談所） |
| 窪田 道子 | （ドルカスベビーホーム） |
| 櫻井 奈津子 | （和泉短期大学） |
| 鈴木 力 | （聖徳大学短期大学部 保育科） |
| 鈴木 祐子 | （二葉乳児院） |
| 側垣 一也 | （児童養護施設 三光塾） |
| 高橋 良太 | （全国社会福祉協議会 児童福祉部） |
| 高村 恵里 | （青山学院大学大学院） |
| 豊田 伸一 | （川崎市 健康福祉局） |
| 西澤 哲 | （大阪大学大学院 人間科学研究科） |
| 野口 啓示 | （神戸少年の町） |
| 野口 婦美子 | （神戸少年の町） |
| 二ツ山 亮 | （丘の家乳幼児ホーム） |
| 帆足 英一 | （ほあし子どものこころクリニック） |
| 水谷 暢子 | （浜松乳児院） |
| 宮島 清 | （埼玉県熊谷児童相談所） |
| 山崎 知克 | （都立大塚病院） |
| 安川 実 | （聖霊愛児園） |
| 米沢 普子 | （家庭養護促進協会 神戸事務所） |

家族支援のためのチェックリスト 横浜市児童相談所

(ケースNo. -)

◎重要項目

児童氏名	年 月 日生	評価回数	回目
記入年月日	年 月 日	評価者サイン(複数)	

- 「子どもの状況」
- ◎① 親に対する恐怖心が軽減していること(親と安定して向かい合えること)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎② 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎③ 虐待(親子関係不調)に対する認知に改善が見られること(自己評価・親評価の修正)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- 「親・家族の状況」
- ◎④ 「虐待(親子関係不調)の事実」を認めていること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑤ 援助を求めていること(孤立していないこと)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑥ 子どもへの怒りのコントロールができること(虐待に至らないこと)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑦ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること(子どもへの認知の歪みがないこと)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑧ 親が精神的に安定していること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑨ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑩ 子どもの物理・心理的居場所があること(家族関係や家族状況が調整されていること)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑪ 生活基盤が安定していること(経済面、住居等)
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑫ 児童相談所もしくは関係機関との相談(信頼)関係が築かれていること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- 「親子関係の状況」
- ◎⑬ 親子がお互いに楽しく過ごせること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;
- ◎⑭ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること
 ? .

0	1	2	3	4	5

 具体的に;

資料2

出典：平成13年度神奈川県虐待防止対策班 親指導チーム 再統合に向けた評価の取り組み

平成13年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書

「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（主任研究者 庄司順一） p.115-118.

家族支援のためのチェックリスト

～評価のための基準尺度～

【子どもの状況】

① 子どもの健康・発育の状況

*乳児項目

- 1：健康面・発育面に障害が見られ、継続的な医学的・心理学的アプローチが必要である
- 2：健康面・発育面に環境次第で障害を生じる可能性が高く、継続的なフォローが必要である
- 3：継続的なフォローは必要ないが、健康面・発育面にも注意が必要である
- 4：発育面（健康面）が心配だが、健康面（発育面）は順調である
- 5：健康で発育も順調である

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

*乳児・ネグレクト非該当

- 1：親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や強い不安（恐怖、悪夢、夜恐等）を示す
- 2：実際に接触すると、その場や面会后に不安定な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）がみられる
- 3：恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる
- 4：不安や不自然な様子が多少見られるが、恐怖心はほぼ消失している
- 5：安心・安定した自然な接触が見られる

*下線は、初期評価と非虐待者（配偶者等）の場合削除して考える

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

*乳児非該当

- 1：対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い（場合によっては、専門的治療の検討を要する）
- 2：基本的には不安定で、ときに対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。職員の適切な助言・対応が必要である
- 3：日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する。当面、状態観察が必要である
- 4：ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている
- 5：対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度

*乳児・ネグレクト非該当

（自己評価・親評価の修正）

*年齢を考慮に入れること

- 1：虐待（親子関係不調）の事実認識が全くない。もしくは誤って理解している
- 2：親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である
- 3：虐待の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである
- 4：親子関係の問題は理解しているが、認知の歪みが残っている
- 5：虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている

*「虐待に対する認知」とは、親子関係が不調であることを認識すること、（虐待の原因ではなく）虐待行為は虐待者が悪く自分が悪くないと認識すること

【親・精神的（心理的）状況】

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

- 1：虐待の事実を完全に否定している、もしくは行為自体になんら問題を感じていない
- 2：内心認めていることが推察されるが、態度は曖昧にしたままである（防衛的）
- 3：一応かたちとしては認めているが認識は浅い（解決へ向けた行動はみられない）
- 4：一応の問題認識をもっている（解決への行動もみられる）
- 5：事実として冷静に認め、確かな問題認識をもっている

⑥ 子どもの立場に立った見方や感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

- 1：自己中心的で、子どもの気持ちの読みとりが全くできない
（例；「子どもが私を怒らせるから」「子どもが私をバカにしている」など）
- 2：理屈では理解しているが、解決への努力はみられない
- 3：理屈では理解できていても、対応は自己中心的になりがちである
（解決への努力はみられる）
- 4：自己中心的な見方は残していても、子どもの立場を理解しながら対応できる
- 5：子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと） *ネグレクト非該当

- 1：衝動性に気づいておらず、ためらいなく虐待する
- 2：衝動性に気がついていて、虐待に至る可能性が高い
- 3：衝動のコントロールはほぼ安定しているが、虐待に至る可能性も残る
- 4：衝動のコントロールが安定し、虐待に至る可能性は低い
- 5：適切にコントロールできている

⑧ 親が精神的に安定していること

- 1：常に不安定である（場合によっては、治療等の検討を要する）
- 2：ある刺激や状況に対して不安定になりやすい
- 3：通常は安定しているが、子育てに影響するほどの不安定な状態になるおそれもある
（環境や状況次第で予防は可能である）
- 4：子育ての不安・緊張はあるものの、一応安定している
- 5：安定している

*乳児・

⑨ 養育の放棄・放任の程度（子どもの生活の無視、犠牲あるいは無関心） ネグレクト項目

- 1：子どもの生活が全く保障されていない
- 2：子どもの生活へのかかわりは薄く、衣食住（安全・衛生）への配慮も不十分である
- 3：最低限の衣食住については配慮するが、子どもの生活へのかかわりは不十分である
- 4：子どもの生活へのかかわりはあるが、時に親の生活が優先されがちである
- 5：子どもの生活全般を保障され、子どもの生活へのかかわりもできている

*「4」以降は、衣食住の保障が前提

*「子どもの生活」とは、子どもの生活リズムや親との情緒的な交流、教育環境等を含む

*「親の生活の優先」とは、子どもが必要としている時に、それを無視、あるいは感じる事ができずに子どもに対応しないことを指す

【親・家族の社会的状況】

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）

- 1：生活基盤が存在しないか、もしくは子どもが生活していくには全く不適切な環境である
- 2：不安定な生活基盤である
- 3：生活基盤はあるが、条件次第で不安定になることも予測される
- 4：一応最低限の生活基盤が安定して確保されている
- 5：安定した生活基盤がある

⑪ 公的機関（主に児童相談所）との相談関係が築かれていること

- 1：児童相談所に敵意をいだいているか、もしくは関係を築いていくことに拒否的である
- 2：拒否的ではないが、児童相談所からの強力な働きかけが必要である
- 3：不安定だが、児童相談所もしくは関連機関とは一応相談関係はつくりられている
- 4：児童相談所もしくは他の機関と良好な関係が築かれている
- 5：児童相談所のほか、他の関係機関とも良好な関係が築かれている

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

- 1: 全くない
- 2: 期待したいモニター機能はあるものの、不確実もしくは機能していない
- 3: 唯一のモニター機能が存在する
- 4: 複数の確実なモニター機能が存在する
- 5: モニター機能は必要ない (ただし、⑪が4もしくは5の評価であること)

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

⑬ 適切な地域でのサービス (公的・私的) を利用あるいは受け入れる態度

- 1: 援助を積極的に拒否し、地域でも孤立した状況である
- 2: 援助には消極的に拒否した態度である
- 3: 一応援助を求めている態度を示している
- 4: 積極的に求めている (依存的要素を含む)
- 5: 適宜必要な援助が求められる

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

【親子関係の状況】

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

*乳児非該当

- 1: 親子どちらか、もしくは双方が強い不安・緊張を示す、あるいは険悪な関係を呈する可能性が高い
- 2: 短時間なら安心して過ごせるが、第三者の介在が必要である (職員同席の短時間の面会は可能)
- 3: 多少の不安・緊張はみられるが、一応家族だけで安心して過ごすことはできる (面会・外泊は可能だが、持続的で安定した関係はまだ難しい)
- 4: 場面によって緊張を生む可能性はあるが、親の対応に任せられる範囲にある
- 5: 自然な関係の中で、親子が安心・安定して過ごせる

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

*乳児非該当

- 1: 双方もしくはどちらかが、相手に対して (感情的な) 非難や否定をしている。もしくは非現実的な理想化をしている
- 2: 双方もしくはどちらかが、現実的なイメージは持っていないが、相手に対する非難や否定は少ない
- 3: お互いに、非難・否定が少なく、現実的なイメージを持ってきている
- 4: お互いに現実的なイメージを持てているが、お互いに確認し合っていない
- 5: お互いに安定した信頼関係 (安心感) が築かれている (確認済み)

*「現実的なイメージ」とは、良い面、悪い面を肯定的に認識していること

⑯ 子どもの物理的・心理的居場所があること (家族関係や家族状況が調整されていること)

- 1: 子どもを物理的・心理的に受け入れる場・姿勢がみられない
- 2: 受け入れる姿勢はあるが、子どもが不安定になる家族の問題が残されている (問題意識は希薄である)
- 3: 家族の問題は残されているが、子どもの居場所はある (問題意識はある)
- 4: 家族の調整は一応されている
- 5: 家族関係が良好で、子どもにとって快適な居場所が確保されている

*夫婦関係、きょうだい、祖父母関係等含んで考える

⑰ 親子の非言語的な関わり

*乳児項目

- 1: 子どもの行動 (泣くことや笑うこと等) があっても、無視・拒絶する
- 2: 子どもの行動に対して敏感ではない。子どもは嫌がる (とまどう) 様子を見せる
- 3: 子どもの行動に反応できるが、関わり方はぎこちない。子どもは嫌がらない (とまどわない)
- 4: 不十分だが、比較的良好な親子の相互の反応が認められる
- 5: 子どもの行動に敏感で、親子双方から自然な非言語的なかわりが認められる

*暴力があれば「0」になる

ペアレント・トレーニングの実践報告

野口啓示

（神戸少年の町 児童指導員）

児童虐待の件数が増えるにつれ、児童福祉施設職員にも、子どもへの援助だけでなく、親への援助が求められるようになってきた。子どもとの生活をつくりあげるのと同時に、親とも、家庭復帰に向け、家族の再統合を目指した援助が必要となってきたのである。現在、さまざまな試みがなされていると思われるが、本報告書では、私たちが神戸市の児童養護施設と乳児院において、入所児童の家庭復帰への援助の一環として行ったペアレント・トレーニングの実践報告を行いたい。ここで、紹介するペアレント・トレーニングはコモンセンス・ペアレンティング(Common Sense Parenting)と言い、アメリカのボーイズタウン(現在は、Girls & Boys Town)で開発されたプログラムである(注1)。アメリカでは、虐待をした親に対して、裁判所が親権を停止するなどの措置をとり、さらに「親になるためのトレーニング」や専門家のカウンセリングを受けることを義務付け、その成果により親権停止を解除するかどうか判断するが、このコモンセンス・ペアレンティングもそういったサービスの一つとして、実施されており、効果を得ているプログラムである(Burke et al.,1992; Thompson et al.,1997)。

1. コモンセンス・ペアレンティングとは

コモンセンス・ペアレンティングは、オペラント条件付けを基礎とした賞罰の与え方や、具体的にどのように子どもとコミュニケーションをとっていくのかといった行動療法の理論背景をもとに成り立っているペアレント・トレーニングである。子育てのなかで、悩む問題に、どのように対処していけばいいのか、どのように子どもとの関係を深めていけばいいのかを、ビデオやマンガといったビジュアル

な教材を使うなかで、経験的に子育ての方法を具体的に学び、考えていくことができるようになってきている。無条件の愛と論理的な頭を2つのキーワードに、第一ステップとして、どのように子どもと、より親密な関係をつくっていきけるのかのヒントを提示、さらに、第二ステップとして、子どもに望ましい行動を教えるなかで、問題行動を減らしていく躰の方法を学ぶ内容となっている。後半では、落ち着く方法や怒りのマネージメントの方法等、子育てに必要なスキルを多く、紹介している。

2. コモンセンス・ペアレンティングを用いたペアレント・トレーニングの方法【対象】

2000年1月に神戸の児童養護施設に入所している身体的虐待の父親に実施したのを契機として、現在まで4ケースに実施した。いずれのケースも虐待を主訴とした措置であり、引き取りを考えるなかでニーズが出てきた家族である。(表1)

【スタッフ】

スタッフとして、筆者がプログラムをリードする役割をとり、プログラムのアシスタントとして、子どもの担当の保育士や看護師が参加した。また、場合によっては、子ども家庭センターのケースワーカーや心理判定員に参加してもらう等、チームでプログラムを行うようにした。また、プログラムを実施している時間は子どもを児童養護施設および乳児院で預かる等、親が集中してプログラムに参加できるように配慮した。

表1 ペアレント・トレーニングの期間、場所、形式、人数および児童の年齢

期間	場所	形式および人数	児童の年齢
2000年1月～3月	児童養護施設	父親、1名	5歳
2001年6月～8月	乳児院	夫婦、1組(2名)	2歳
2002年1月～3月	乳児院	夫婦、1組(2名)	3歳
2002年10月～12月	児童養護施設	母親、1名	4歳

【内容とプロセス】

それぞれのセッションは2時間で行われる6回のプログラム(表2)である。プログラム間は2週間くらいあけて行い、プログラムの期間は2ヶ月～3ヶ月である。プログラムは1. 復習(前回習ったテーマのまとめ、一回目は導入となる)、2. テーマの紹介(その日取り上げるテーマに対する講義)、3. モデリング(主にビデオを用いる。ビデオでは、

良い例、悪い例などのシーンが収録されており、具体的に学んでいくことが可能となる)、4. ロールプレイとディスカッション(参加者同士での練習と話し合い)、5. まとめである。経験的再学習の機会となるよう、ビデオやロールプレイといった体験型のセッションとなっている。日本においての対象が乳幼児が中心であったことを考え、オリジナルのプログラムを若干修正して実施した(注2)。

表2 ペアレント・トレーニングのプログラム

1回目	わかりやすいコミュニケーション
2回目	ポジティブな結果とネガティブな結果
3回目	効果的な誉め方
4回目	落ち着くヒント
5回目	子どもの成長と親の役割
6回目	自分自身をコントロールする教育法

第1回目 わかりやすいコミュニケーション

参加者およびスタッフの自己紹介とコンセンサス・ペアレンティングの概要を説明することからプログラムを始める。この時、参加者がどのようなニーズを持っているのか(子どもに対してのどのような悩みがあるのか。どのような行動に困るのか等)について話し合うようにしている。本題のわかりやすいコミュニケーションでは、子どものわかるコミュニケーションと大人のかわっているだろうと期待するコミュニケーションが違うものだという点を解説しながら、「指示に従わない」「注意が入らない」といった状況にどのように対処すればいいのかを考えていくようにしている。怒鳴る・叩くというコミュニケー

ションから、子どもに伝わるコミュニケーションに変えていくヒントを提示していくプログラムである。

第2回目 ポジティブな結果とネガティブな結果

第2回目では、どのようにすれば、子どもの望ましい行動を増やすことができ、また、どのようにすれば、子どもの望ましくない行動を減らすことができるのかを、オペラント条件付けの理論を用いながら考えていく。ポジティブな結果とネガティブな結果といった聞き慣れない用語をあえて、使っているのは、アメリカのオリジナルが Positive Consequence や Negative Consequence とい

う学術用語を避けた表記をしているのと、褒美や罰といった用語をできるだけ避けたかったからである。褒美のほうは、問題は少ないが、罰という言葉が前面に押し出した場合、虐待行動を罰の一環として捉えられ、虐待を正当化される危険性があるのではとの考えから、一般的に使われている褒美と罰という言葉を使わないようにした。ここでは、親が考えているネガティブな結果、例えば、叩くや怒鳴るといった行動が本当にネガティブな結果になっているのかを考えていくことと、叩くや怒鳴る以外の方法として、子どもたちの楽しみに制限を加える方法（テレビの時間を制限するやタイムアウト）や家事をさせるといった方法を紹介している。また、ポジティブな結果の重要性を強調し、子どもの好きなものをいっしょに、考えていくというプロセスを踏むことにより、子どもの良い面を見つけることも行う。

第3回 効果的な誉め方

子どもの望ましい行動を増やすために、どのように子どもを効果的に誉めていけば良いのかのステップを学ぶ。子どもを日常的に、叩くほど、親子関係に葛藤を抱える状況になった場合、子どもを誉めなければと思っても、なかなかうまくいかないという親が多い。このプログラムでは、マンガ等（資料1）を使い、誉めるときの表情から思い出してもらおうということをしている。また、「誉め言葉なんか、忘れてしまった」という意見を重視し、「えらいぞ、やったなー、かわいいね」等の誉め言葉を上げているリストも紹介している。誉めることの重要性を説明するだけでなく、実際に誉めていく方法の基礎からのおさらいをするのである。また、ここでは、お互いに誉めていくということを行い、自分が誉められる、そして相手を誉めるということを経験できるようにしている。

第4回 落ち着くヒント

躰を行うとき、多くの親は、「落ち着いていればできるのだけど、それが一番難しいのです」と訴えられることが多い。ここでは、具体的に、どのようにすれば、自分の怒りをマネジメントし、落ち着きを維持できるかということを学んでいく。自分自身を失ってしまうときに、自分の中で、また、状況的に何が起こり、どのようになってしまうのかを考えていくことから、自分ができる落ち着くためのプランを作成することを目標に行っている。自分の過去の失敗を振り返りながら、自分自身の行動を知り、次回、同じような状況に対面した際への具体的な対処の方法を考えていくのである。参加者は、この課程で、子どもへの認知や自分の行動を振り返る機会となるようである。落ち着き方としては、資料2を紹介し、実際にできることを考えてもらうようにしている。

第5回 子どもの成長と親の役割

親の過剰な期待が、子どもの発達を考えると適当ではないことが多くあり、そのことが過剰な躰や親自身の自信の喪失につながることもある。このプログラムでは、子どもの発達を考えながら、親の期待が適当であるのかを振り返り、親の期待を整理していくことを行っている。具体的な事例を多く紹介し、子どもの発達の段階で起こる悩みに答えるようにしている。例えば、3歳になるころ、子どもの自我が芽生え、反抗期のようになることがある。このことを成長の一環と捉えるか、もしくは、親への挑戦、親の権威の喪失と捉えるのでは大きな差がある。子どもの成長によって、自然と乗り越えられるものもあることを紹介したり、一般的に多く相談される事例などを紹介しながら、子どもにどのように対応していけばよいのかを考えていく。

第6回 自分自身をコントロールする教育法

子どもが感情的になって、親に反抗したり、泣き叫んだりするような緊張感が高い状況への対処を考えていくプログラムである。今までに学習したわかりやすいコミュニケーション、ポジティブ・ネガティブな結果、そして落ち着くヒントを使いながら、具体的にどのようにすればいいのかを学んでいく。6回シリーズの場合、このプログラムが最終となるため、まとめのセッションの意味も含む。最後に修了書を渡し、アンケートに答えてもらって終了となる。

3. 事例

これまで、虐待を主訴として入所してきた児童の家庭復帰への援助の一環として、4事例にペアレント・トレーニングを実施してきた。ここでは、一事例を紹介する中で、導入の際の手続き、実際のペアレント・トレーニングの様子、そして、参加者の変化といったものを報告したい（注3）。

（1）事例の概要

身体的虐待で児童養護施設入所となった子どもが退所するにあたり実施したケース。家族は、父親(31歳)・母親(26歳)そして、4人の子ども(6歳、5歳の双子(本児)、2歳)。虐待されたのは三女。慢性的な虐待があった。そしてある日、内臓破裂で、入院。退院と同時に、児童養護施設に入所となった。加害者は父親であったが、母親も手が出るということであった。両親とも、三女の引き取りを希望しており、本児の進級に合わせ、引き取りたいと訴えた。半ば強引に引き取られる状況にあったため、両親が変わるきっかけになればという願いから、本プログラムの実施となった。参加は父親のみ。母親は体調が悪く参加できなかった。プログラムは、筆者と担当の保育士、そしてこども家庭センターのケースワーカーが行った。なお、この事例におい

ては、第5回目と第6回目を入れ替えて実施した。最後にまとめのプログラムを入れ、6回で修了するプログラムにした。このセッションは3ヶ月で終了した。父親の休日の土曜日を中心に行ったが、隔週には行かず、3週間になったりといったスケジュールであった。

（2）プログラムの導入

本事例については、入所以降、定期的なケース会議を行ってきた。ケース会議には、主治医(小児科医)、こども家庭センターのケースワーカー、心理判定員、保健師、施設職員が参加し、お互いの持つ情報を交換しあいながら、子どもへの対応、そして、親への対応についての方針を定めていった。子どもが施設になれてきたある日、本児の進級に合わせ、引取りの話が出てきた。このことを契機とし、会議では引き取りをどう進めるかに問題が変わっていった。全ての関わる機関の総意は、何も変わっていないと思われる親に子どもを返していいのかということであった。強引な引き取りにこのまま応じていいのかという疑問そして不安である。しかし、親へどのようにアプローチをしていくのかということに関しては、名案が浮かばないでいた。親を変化させるため、どのような具体的なプログラムを行えばいいのか、またそれを誰が行うのかという問題があった。そんな中、筆者が、神戸の虐待の研究会(こどもと親への育児支援研究会)で本プログラムを紹介し、虐待のケースに対しての本プログラムのアメリカでの取り組みを発表したところ、これまで、ケース会議を行ってきたメンバーから、本プログラムを本事例にしてみないかとの話が出た。施設側からは、本来、親への指導はこども家庭センターが行うものとの見方もあったが、こども家庭センターがバックアップすること、また、引き取り後の見守りのネットワークをケース会議に参加している関係機関が

行うということで、実施することが決まった。

父親は子どもが生活している施設へは、高圧的に出ることはなく、母親も含めて、施設との関係がある程度できている状況であったことも、幸いしたのか、父親はペアレント・トレーニングを受けることを拒否しなかった。この手続きはこども家庭センターが行った。

第1回目(わかりやすいコミュニケーション)

セッションの前に、こども家庭センターの所長と児童養護施設の施設長から父親に、「引き取りの条件という訳ではないが、このプログラムをぜひ、受けて欲しい」との話し合いが再びもたれ、講師が紹介された。父親も同意し、6回受けるという契約がなされた。1回目から過剰な躰や誤った躰が虐待になるというメッセージを聞くときに、父親に自分が責められているという感情をいだかせないように配慮してすすめた。プログラムの内容については、分かっているという反応であったが、ビデオでみたきょうだいげんかに対し、躰をする場面で「うちではどうしているのだろう」「ぼくは、言って聞かせるようにしているのだけど、嫁さんはどうしているのだろう」という話しになった。はじめは、緊張しているようであったが、自分が責められる場ではなく、自分の意見を聞いてもらえるところなのだという認識を徐々にもってもらえたのか、後半には、家族の話しもするようになっていった。今日のプログラムに関しては、自分ではできているという印象をもたれたようであったので、このプログラムを受ける中で、お父さんのやり口を広げる、またしつげにバリエーションを持たせるとして、新しいことにも挑戦してみてくださいとフィードバックした。

第2回目(ポジティブな結果とネガティブな結果)

ポジティブな結果とネガティブな結果とい

う言葉について、「こんな言葉をつかっているとマンションで浮いてしまう」と話されるなど、リラックスした雰囲気で行えた。ネガティブな結果の説明の中で、父親が正座をさせているということを話された際に、ケースワーカーから、「正座は体罰とみなされる」との意見が出たことに対し、父親は驚いていた。躰が行き過ぎると体罰にそして虐待につながるということが理解できていないことを知る瞬間であった。ここから、体罰の話しをし、現代の考え方と、父親が育ったころの考え方が変化してきた等と話していった。2回目からは、口数が多くなり、自分の育った家族のことや結婚の話しをするようになった。

第3回目(効果的な誉め方)

最近、子どもたちに怒ることが少なくなったとのコメントが出た。「きょうだいげんかをしたら、ネガティブな結果を使ってみようと思っていたのですが、けんかが始まったと思って行ってみると、すぐにおさまったりして」と子どもたちに変化がみられてきたことを報告された。気にかけているのは、「できるだけわかりやすく言うということだけだ」ということであるが、効果が出てきている様子である。父親のがんばりを認め、誉めることを行った。父親も嬉しそうであった。誉め方のステップを説明していくと、父親は、「なるほど、面白いですね」とコメントしたが、しかし、「具体的に子どもさんの望ましい行動とはなんでしょうね」と聞くと、すぐには答えられないでいた。

父親は、自分の誉め方とこのステップが似ているとあって、ロールプレイにも積極的に参加した。できるだけたくさん誉めるという話しのなかで、注意引きの話しもとりに入れた。親の感心を引くために、問題行動を起こす子どももいるとの話しをした。この話しをした時、父親は一瞬、はっとした顔になり、「うちでは、この子かな」と入所している子どもに

雰囲気似ている次女の名前をあげた。父親は自分も、殴られて育った生育歴も話してくれるようになった。ゆっくりではあるが、犠牲になる子どもを違う角度から捉えられるようになってきたことを感じた。

第4回目（落ち着くヒント）

後半に入っていった。父親は、家族のこともたくさん話すようになってきた。先日、次女だけを祖父母のところに泊ませたとの話もしてくれた。父親は注意引きの言葉が印象的だったらしく、「子ども達、一人ひとりを個別にかわいがっていきたいと思ひまして、次女だけを、祖父母の所に泊まりに行かされたのですよ。これまでは、姉妹平等と思っていたのですが、家族の中では、どうしても次女が目立たないので」と。入所している子どもに雰囲気似ている次女への対応の変化が見られるようになった。落ち着くヒントをどのように使っていくのかという話しのなかで、父親は、「深呼吸をする」ということばかりを強調し、状況等を分析するのが難しいそうだったので、思い切って、内臓破裂が起こった時の状況を聞いていった。父親は一瞬、面食らったような表情であったが、そのときの様子を話してくれた。「あのときは、なんと注意しても、すねてしまって、親の言うことを聞かない状態が何日も続いていた。どうしようもない状態で、わからさなければと、ああいうことをしてしまった。今、思うのは、あの状態に再びなったら、誉めることで、状況を変えていきたい。誉めることの重要性に気が付いた」と話してくれた。父親がこのプログラムから、学んだことを積極的に使おうとしていること、また、父親の内省が深まりつつあるのを感じた。父親を励ますことから始め、関係を作っていく前半のプログラムにより、父親も、自分の行動を振り返るところまで来たことを感じた。

第5回目（自分自身をコントロールする教育法）

父親は、子どもとの関係が良くなってきていること、また、先日、子どもを注意した際に、子どもがすぐに言うことを聞かないので、カチンときたが、落ち着くヒントを思い出し、切り抜けることができたと話してくれた。自分自身をコントロールする教育法のなかでは、子どもが言うことをきかずに、緊張状態が高まる場面を見ながら、「うちでも、このようになるのですわ」「でも、次回からは、落ち着くこと、そして誉めることによって、子どもたちに教えていきたいと思ひます」と話された。また、担当の保育士といっしょに、子どもの性格等の話しをし、この家族の中で、入所している子どもに不満が行きやすく、犠牲になりやすい等の話しもしていった。父親は、「そうでしょうね」と答えていた。

第6回目（子どもの成長と親の役割・まとめ）

最後のプログラムということで、復習を行うところから始めていった。落ち着くヒントで作成した緊張感が高まる場面での行うべきプランや、目標等を確認すると同時に、父親の感情も整理していった。入所している子どもが犠牲になる構図や、だからこそ、気をつけて行かなければならないことを話し合った。プログラムの最後に、修了式を行い。施設長から修了書の授与があった。父親に「お父さん、興奮してきたら、これをぐっと睨んでこらえてください」と言うと、「だったら、リビングに飾らないと」と言った。

（3）事例のまとめ

本事例は、児童養護施設に身体的虐待のケースとして入所した父親に行ったものである。当初は、父親が継続的に、出席してくれるのかということから心配されたが、全てのプログラムに参加され、プログラムを通しての父親の変化は驚くべきものであった。父親の変